

建築基準法第51条に係る産業廃棄物処理施設の取扱いについて

平成6年 2月 1日 制定

環境局業務部産業廃棄物指導課

都市計画局計画部計画課

住宅局建築部指導課

神戸市における産業活動の維持、発展を図るためには、産業廃棄物の適正処理及び減量化・再利用を行う施設が都市に必要不可欠であることに鑑み、建築基準法第51条に係る産業廃棄物処理施設について次のとおり取り扱うこととする。

1 位置決定と許可の区分

- (1) 公的団体（第3セクターを除く。）の設置する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）は、都市計画において、その敷地の位置を決定するものとする。ただし、永続性のないものについては、この限りでない。
- (2) 私的団体（第3セクターを含む。）の設置する処理施設は第2項に定める基準に従い、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書による特定行政庁の許可で処理する。
- (3) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づいて実施する事業であり、同法第2条第2項に規定する特定施設については、都市計画において、その敷地の位置を決定するものとする。

2 処理施設及びその敷地は、次の要件を満足するものであること。

- (1) 「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」の理念に適合した施設であること。
- (2) 「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」に定める立地等に関する基準及び構造に関する基準に適合した施設であること。
- (3) 搬入・搬出車両により道路沿線の生活環境に著しい影響を与えないこと及び当該道路の円滑な自動車交通と安全な歩行者通行に支障を与えないこと。
- (4) 地元説明会等により当該建築計画又は建設計画の地元住民等への周知がなされて、地元住民等の同意が取れていること。
- (5) 市街化区域にあっては、原則として工業地域又は工業専用地域であること。

(6) 市街化調整区域にあつては、原則として設置しないこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

ア 市街化調整区域内に存する鉱物資源その他の資源の有効な利用上必要な処理施設

イ 市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する処理施設で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要な処理施設。

ウ 当該処理施設の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められる処理施設。

(7) その他、都市計画上の支障がないこと。